

## 保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ-3-3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第300条第1項第6号関係</p> <p>①保険契約に関する表示(告げることを含む。以下同じ。)に関し、契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする(6)において同じ。)</p> <p>イ パンフレット、ご契約のしおり等募集のために使用される文書及び図面</p> <p>ロ ポスター、看板その他これらに類似する物による広告</p> <p>ハ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>ニ その他情報を提供するための媒体</p> <p>② 比較表示に関し、法第300条第1項第6号に抵触する行為には次の事項が考えられる。</p> <p>イ 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。</p> <p>ロ 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。</p>	<p>Ⅱ-3-3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(同左)</p> <p>(5) 法第300条第1項第6号関係</p> <p>①保険契約に関する表示(告げることを含む。以下同じ。)に関し、契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする(6)において同じ。)</p> <p>ア パンフレット、ご契約のしおり等募集のために使用される文書及び図面</p> <p>イ ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告</p> <p>ウ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>エ インターネット等による広告</p> <p>オ その他情報を提供するための媒体</p> <p>② 比較表示に関し、法第300条第1項第6号に抵触する行為には次の事項が考えられる。</p> <p>ア 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。</p> <p>イ 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。</p> <p><u>(注1)「契約概要」を用いた比較表示(それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合等)を行う場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</u></p> <p><u>(注2) 比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</u></p> <p>a. <u>比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。</u></p> <p><u>例えば、(a) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、(b) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを顧客に周知すること、等が考えられる。</u></p> <p>b. <u>比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。</u></p>

現行	改正案
<p>ハ 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p>ニ 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。</p> <p>ホ 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。</p> <p>ヘ 他社の保険契約の内容について、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を陥れる目的で、その短所を不当に強調して表示すること等により、当該保険契約を誹謗・中傷すること。</p> <p>③ 他保険会社の商品等との比較表示を行う場合には、書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、他社商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。</p> <p>イ 保険期間</p> <p>ロ 保障内容（保険金を支払う場合、主な免責事由等）</p> <p>ハ 引受条件（保険金額等）</p> <p>ニ 各種特約の有無及びその内容</p> <p>ホ 保険料率・保険料（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）</p> <p>ヘ 保険料払込方法</p> <p>ト 払込保険料と満期返戻金との関係</p> <p>チ その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの</p> <p>（新設）</p>	<p>・比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること。</p> <p>・比較表に記載された保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて一般的に確認する必要があること。</p> <p>ウ 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p>エ 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。</p> <p>（注）例えば、終身保険と定期保険のように保険期間の相違がある保険商品の比較を行う場合や、有配当保険と無配当保険の比較を行う場合等には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないよう配慮した記載を行うことが求められる。</p> <p>オ 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。</p> <p>カ 他社の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。</p> <p>③ 他保険会社の商品等との比較表示を行う場合には、(a) 書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、(b) 他社商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。</p> <p>（注1）(a) については、上記②イ（注1）又は（注2）の要件を充足した場合には、当該要件を充足したものと考える。</p> <p>（注2）保障内容や特約の内容に関して、比較する全商品にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした保険種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことをもって直ちに「誤解させるおそれ」を生ぜしめるものではない。</p> <p>ア 保険期間</p> <p>イ 保障内容（保険金を支払う場合、主な免責事由等）</p> <p>ウ 引受条件（保険金額等）</p> <p>エ 各種特約の有無及びその内容</p> <p>オ 保険料率・保険料（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）</p> <p>カ 保険料払込方法</p> <p>キ 払込保険料と満期返戻金との関係</p> <p>ク その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの</p> <p>④ 保険料に関する比較表示を行う場合は、保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導したり、保障内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮されているか。</p> <p>また、顧客が保険料のみに注目することを防ぐため、保険料だけではなく保障内容等の他の要素も考慮に入れた上で比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を合わせて記載すること等、比較表の構成や記載方法を消費者が誤解を招かないように工夫がされているか。</p> <p>（注1）契約条件や保障内容の概要等保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考えられる。</p> <p>（注2）顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ適用される保険料の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により保険料が異なる場合があるので、実際に適用される保険料について保険会社等に</p>

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第300条第1項第6号関係 (新設)</p> <p>次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。</p> <p>① 客観的事実に基づかない事実又は数値を表示すること。</p> <p>② 保険契約の契約内容について正確な判断を行うに必要な重要な事項の一部のみを表示すること。</p>	<p><u>問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが適当と考えられる。</u></p> <p>⑤ <u>比較表示を行う主体がどのような者か（保険会社、専属代理店、乗合代理店、保険仲立人等）、比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）を有していないか、どのような情報を根拠として比較情報を提供するの、等について、比較表示を行う際に顧客に対して明示することが望ましい。</u></p> <p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(同左)</p> <p>(5) 法第300条第1項第6号関係</p> <p>① <u>保険契約に関する表示（告げることを含む。以下同じ。）に関し、契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする（(6)において同じ。）。</u></p> <p>ア <u>パンフレット、ご契約のしおり等募集のために使用される文書及び図面</u>  イ <u>ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告</u>  ウ <u>新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告</u>  エ <u>インターネット等による広告</u>  オ <u>その他情報を提供するための媒体</u></p> <p>② <u>比較表示に関し、法第300条第1項第6号に抵触する行為には次の事項が考えられる。</u></p> <p>ア <u>客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。</u>  イ <u>保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。</u>  <u>(注1)「契約概要」を用いた比較表示（それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合等）を行う場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</u>  <u>(注2) 比較表示（その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む）を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</u></p> <p>a. <u>比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。</u>  <u>例えば、(a) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、(b) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば</u></p>

現行	改正案
<p>③ 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にある短所を併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p>④ 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類のものとの比較であるかのように表示すること。</p> <p>⑤ 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。</p> <p>⑥ 他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを顧客に周知すること、等が考えられる。</u></p> <p>b. <u>比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること。</u></li> <li>・ <u>比較表に記載された保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて一般的に確認する必要があること。</u></li> </ul> <p>ウ 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p>エ 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。</p> <p>(注) <u>例えば、終身保険と定期保険のように保険期間の相違がある保険商品の比較を行う場合や、有配当保険と無配当保険の比較を行う場合等には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないように配慮した記載を行うことが求められる。</u></p> <p>オ 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。</p> <p>カ 他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。</p> <p>③ <u>保険料に関する比較表示を行う場合は、保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導したり、補償内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないように配慮されているか。</u></p> <p><u>また、顧客が保険料のみに注目することを防ぐため、保険料だけではなく補償内容等の他の要素も考慮に入れた上で比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を合わせて記載すること等、比較表の構成や記載方法を消費者が誤解を招かないように工夫がされているか。</u></p> <p>(注1) <u>契約条件や補償内容の概要等保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考えられる。</u></p> <p>(注2) <u>顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ適用される保険料の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により保険料が異なる場合があるので、実際に適用される保険料について保険会社等に問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが適当と考えられる。</u></p> <p>④ <u>比較表示を行う主体がどのような者か（保険会社、専属代理店、乗合代理店、保険仲立人等）、比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）を有していないか、どのような情報を根拠として比較情報を提供するのか、等について、比較表示を行う際に顧客に対して明示することが望ましい。</u></p>